

大総務第 99 号
令和 2 年 3 月 6 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正することについて、同条第 5 項の規定に基づき諮問します。

記

1 改正内容

条例施行規則別表第 2 に掲げられている別紙 1 記載の法人を条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として条例施行規則別表第 1 に掲げること。

条例施行規則別表第 2 に掲げられている別紙 2 記載の法人を外郭団体に該当しないものとして同表の規定から削除すること。

条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙 3 記載の法人を引き続き条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として同表に掲げること。

2 改正期日

令和 2 年 4 月 1 日

株式会社大阪港トランスポートシステム

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線のうち、2025 年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

当該法人以外の法人その他の団体によっては の施策を達成することが困難である理由

当該法人は国土交通大臣から北港テクノポート線についての第一種鉄道事業の許可を受けており、レール、駅舎、車両、設備等のインフラ外部の整備を行う事業主体となっており、南ルート部分を本市の計画にのっとり適切な時期までに確実に建設し開業させるためには、国に対する工事計画の変更の認可にかかる調整や、本市が実施する北港テクノポート線の鉄道躯体等のインフラ部の整備事業との調整等を円滑かつ着実に実施することが必要となるが、これらを主要事業がトラックターミナル事業である当該法人のみで実施することは困難であり、開業に至るまでの間、職員による役員就任により本市が支援する必要があるため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程 (以下「指定基準規程」という。) 第 3 条第 1 項第 1 号ア(ウ)に該当)

の施策を達成するために当該法人に求める役割

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

当該法人に の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動 (以下「本市の補完・代替活動」という。) について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画にのっとり適切な時期までに確実に建設し開業させるに当たっては、建設事業だけではなく国や本市関係部局との緊密な調整等の業務が発生し当該法人にとって相当な負担となることから、主要事業がトラックターミナル事業である当該法人に南ルート部分の建設・開業に注力させて本市の計画にのっとり確実に進めさせるためには、南ルート部分の建設事業の実施を当該法人の自主性に委ねるのではなく、当該法人の事業経営自体について本市が指導及び調整を行っていく必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

議決権比率 69.6%

(指定基準規程第3条第1項第2号ア(ア)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

別紙 2

大阪市街地開発株式会社

(条例施行規則別表第 2 の規定から削除する理由)

大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第 3 条及び第 4 条に規定する要件に該当しないと判断されたため。

公益財団法人大阪国際平和センター

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

特定の歴史観や考え方に偏らず中立的(中立性の確保)に、事業を実施していくとともに、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を行い、もって大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこと。

当該法人以外の法人その他の団体によっては の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、大阪を中心とした戦争や平和に関する多くの展示物を総合的かつ一体的に収集しており、これらを活用して市民に平和に関する思想を効果的に普及することができる法人であって、本市が有する影響力によって公正かつ中立な事業運営を確保できる唯一の法人であるため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程(以下「指定基準規程」という。)第 3 条第 1 項第 1 号ア(ア)に該当)

の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市の教育行政と連携を図り、市内の小中学生の平和学習に資する事業展開を行うこと。

当該法人に の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動(以下「本市の補完・代替活動」という。)について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人に、本市の教育行政と連携を図りながら市内の小中学生に重点を置いた平和学習に関する事業を展開させるためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自主的な事業運営や大阪府域全体を施策対象とする大阪府の監理にだけにゆだねるのではなく、本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市の財政的支援(法人の運営又は事業活動を支援することを目的とした補助金を交付)があること。

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号イ(ア)に該当)

職員派遣等によらずに本市職員が役員に就任していること。

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号イ(イ) B に該当)

本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号イ(イ) C に該当)

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無あり。

大阪府

- ・ 出えん率 50% (本市と同率)
- ・ 本市と同程度の補助金による財政的支援
- ・ 職員派遣等によらずに大阪府職員が役員に就任

なお、当該法人に対する影響力が本市と同等以上の法人は存在するが、本市の施策の達成のためには、当該法人の事業経営に対して影響力を行使する必要がある。

公益財団法人大阪市救急医療事業団

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

初期救急医療機能を担う自治体として、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

当該法人以外の法人その他の団体によっては の施策を達成することが困難である理由

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるところ、当該法人は、本市の指導及び調整の下で、長年にわたって、一般社団法人大阪府医師会をはじめ関係諸団体と連携して医療従事者や後送病院（二次医療機関）の確保を図りながら、本市の休日・夜間の急病診療事業の委託先として当該事業を実施してきており、本市や他の医療機関には当該事業を行うノウハウや体制がなく、当該法人は、安定的かつ効率的に当該事業を行うための体制を有する唯一の事業者であるため。

（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(ア)に該当）

の施策を達成するために当該法人に求める役割

初期救急医療機能を担う自治体として本市が実施する休日・夜間の急病診療事業の委託先として、市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するための医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を将来にわたって安定的かつ継続的に実施すること。

当該法人に の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるが、そのために必要となる関係機関や団体との間の当該事業への協力に向けた調整は民間団体である当該法人だけ行うことは困難であり、本市が関係機関や団体との調整を行い、必要に応じて当該調整内容を踏まえて委託先である当該法人の事業運営の指導及び調整を行う必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

本市の財政的支援（特名随意契約による本市との業務委託契約及び同契約に基づく委託料の支払い）があること。

（指定基準規程第3条第1項第2号イ(ア)に該当）

本市の職員派遣等があること。

（指定基準規程第3条第1項第2号イ(イ)Aに該当）

職員派遣等によらずに本市職員が役員に就任していること。

（指定基準規程第3条第1項第2号イ(イ)Bに該当）

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。